

第74回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月25日(火曜日) 午前10時

場所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
フェスティバルホール

開催場所が昨年と異なりますので、
お間違いのないようお願い申し上げます。



目次

第74回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役9名選任の件	3
第2号議案 監査役5名選任の件	10
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 (添付書類)	15
事業報告	26
連結計算書類等	46

書面による議決権行使期限

2019年6月24日(月曜日) 午後5時

掲載順序について

第74期事業報告の「会社役員に関する事項」は、株主総会参考書類と関連性の高い内容が含まれておりますので、掲載順を組み替えて、株主総会参考書類に記載しております。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

代表取締役社長の畑 佳秀でございます。

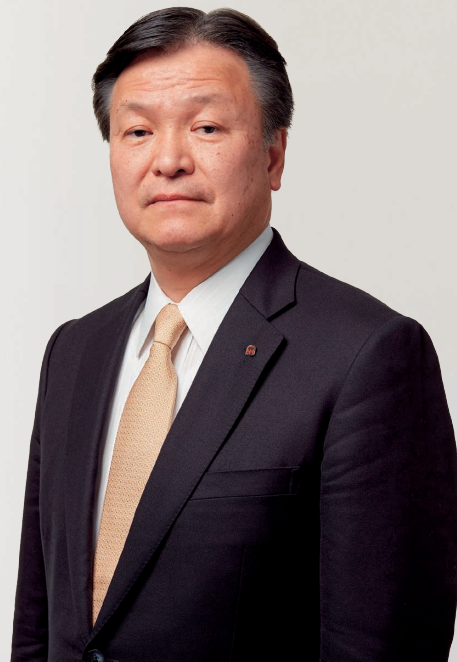
ここに、当社第74回定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループは、「新中期経営計画2020」（2018年4月1日～2021年3月31日）のテーマとして掲げた「未来につなげる仕組み作り」を果たすべく、様々な経営施策を実施し、目標数値の達成に向けて、グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

代表取締役社長 畑 佳秀



議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加いただける権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加いただける重要な権利です。以下の2つの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
（ご捺印は不要です）

株主総会にご出席いただけない方



郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。
（2019年6月24日（月）午後5時到着分まで有効です。ご捺印は不要です）

インターネット上のウェブサイトでの開示について

- 当社は、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

日本ハム株主総会 検索

<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>



証券コード 2282
2019年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目4番9号
日本ハム株式会社
代表取締役社長 畑 佳 秀

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区中之島二丁目3番18号
フェスティバルホール |

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 会計監査人及び監査役会の第74期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>）に掲載させていただきます。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役9名選任の件

川村浩二氏は、2019年3月31日をもって取締役を辞任し、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督機能を一層強化するために社外取締役の員数を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、25頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外取締役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

なお、取締役候補者の選任につきましては、役員指名検討委員会での答申を受けております。当委員会は、過半数を独立社外役員で構成し、かつ独立社外役員である取締役を委員長とする任意の委員会であります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任 はた 燭 よし 佳 ひで 秀	代表取締役社長（社長執行役員）	19回／19回 (100%)
2	再任 いの 井 うえ かつ 勝 み 美	代表取締役副社長（副社長執行役員） 食肉事業本部長	19回／19回 (100%)
3	再任 き とう てつ ひろ 木 藤 哲 大	取締役（常務執行役員） 海外事業本部長	18回／19回 (94.7%)
4	再任 たか まつ はじめ 高 松 肇	取締役（常務執行役員） コーポレート本部長、 東京支社長	19回／19回 (100%)
5	再任 い かわ のぶ ひさ 井 川 伸 久	取締役（常務執行役員） 加工事業本部長	13回／13回 (100%)
6	再任 こう の やす こ 社外 独立役員 河 野 康 子	社外取締役	13回／13回 (100%)
7	新任 みや がい さだ のり 宮 階 定 憲	常務執行役員 品質保証部、お客様サービス部、 CSR推進部担当	—
8	新任 いわ さき あつし 社外 独立役員 岩 崎 淳	社外監査役	18回／19回 (94.7%)
9	新任 あら せ ひで お 社外 独立役員 荒 瀬 秀 夫		—

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立役員** 独立役員候補者

(注) 1. 井川伸久氏及び河野康子氏の出席状況については、2018年6月26日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 岩崎 淳氏の出席状況については、社外監査役として出席した取締役会を対象としております。

候補者番号

1

はた よしひで
畑 佳秀
(1958年5月20日生)



再任

所有する当社株式の数 13,500株
取締役在任期間 8年
取締役会出席回数 19回/19回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2012年 4月	当社取締役(常務執行役員)グループ経営本部長、経理財務部・IT戦略部担当
2003年 3月	当社経理部次長	2015年 4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員)コーポレート本部長
2007年 3月	当社経営企画本部経理部副部長	2018年 1月	当社代表取締役社長(社長執行役員)(現任)
2008年 4月	当社経理財務部長		
2009年 4月	当社執行役員経理財務部長		
2011年 4月	当社執行役員経理財務部長、情報企画部担当		
2011年 6月	当社取締役(執行役員)経理財務部長、情報企画部担当		

取締役候補者とした理由

畑 佳秀氏は、当社取締役に就任して以来、経理財務及びグループ経営、また2018年1月以降は当社代表取締役社長として事業運営を牽引し、中期経営計画2020の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いのうえ かつ み
井上 勝美
(1956年1月16日生)



再任

所有する当社株式の数 4,955株
取締役在任期間 4年
取締役会出席回数 19回/19回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	当社入社	2007年 4月	当社執行役員食肉事業本部豪州事業統括、Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役社長
1985年 1月	Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. (現: NH Foods Australia Pty. Ltd.)へ出向	2012年 4月	当社執行役員食肉事業本部 特命担当
2003年 4月	当社執行役員 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長 製造統括	2013年 4月	当社執行役員食肉事業本部 輸入食肉事業部長
2004年 6月	当社執行役員 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長 製造統括、M.Q.F. Pty. Ltd. 取締役社長	2015年 2月	当社執行役員食肉事業本部 輸入食肉事業部長、チルドビーフ部長、フローズンビーフ部長
2004年10月	当社執行役員 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長、M.Q.F. Pty. Ltd. 取締役社長	2015年 4月	当社専務執行役員 食肉事業本部長
2006年 4月	当社執行役員食肉事業本部豪州製造統括、Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長	2015年 6月	当社取締役(専務執行役員)食肉事業本部長
		2018年 4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員)食肉事業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

井上勝美氏は、当社取締役に就任して以来、食肉事業の分野で事業運営を牽引し、また2018年4月以降は当社代表取締役副社長食肉事業本部長として事業運営を牽引し、中期経営計画2020の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

きとう てつひろ
木藤 哲大
(1960年2月9日生)



再任

所有する当社株式の数 5,500株

取締役在任期間 4年

取締役会出席回数 18回／19回(94.7%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2002年 3月 当社食肉事業本部輸入プロイ
ラー部次長
2002年 9月 当社食肉事業本部輸入プロイ
ラー部長
2007年 3月 当社食肉事業本部輸入食肉事業
部長
2009年 4月 当社加工事業本部営業本部フー
ドサービス事業部長
2011年 4月 当社執行役員加工事業本部営業
本部フードサービス事業部長
2013年 4月 当社執行役員加工事業本部営業
本部量販事業部長

2015年 4月 当社執行役員加工事業本部営業
本部長
2015年 6月 当社取締役(執行役員)加工事業
本部営業本部長
2017年 4月 当社取締役(常務執行役員)加工
事業本部営業本部長
2018年 4月 当社取締役(常務執行役員)グ
ループ営業統括、グループ営業
企画部担当
2019年 4月 当社取締役(常務執行役員)海外
事業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

木藤哲大氏は、当社取締役に就任して以来、加工事業の分野、グループ営業統括及びグループ営業企画部担当、また2019年4月以降は海外事業本部長として事業運営を牽引し、中期経営計画2020の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

たかまつ はじめ
高松 肇
(1957年6月16日生)



再任

所有する当社株式の数 4,100株

取締役在任期間 4年

取締役会出席回数 19回／19回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2005年 4月 当社加工事業本部マーケティング
室次長
2007年 4月 当社加工事業本部管理統括部流
通開発室長
2008年 4月 当社グループ経営本部企業戦略
室次長
2008年10月 当社グループ経営本部企業戦略
室長
2012年 4月 当社執行役員総務部長、人事
部・法務部担当
2013年 4月 当社執行役員総務部・人事部・
法務部・エンジニアリング部担
当
2014年 4月 当社執行役員グループ経営本部
経営企画部長、中央研究所担当
2015年 4月 当社執行役員コーポレート本部
経営企画部長、CSR推進部・IT戦
略部担当、中央研究所担当
2015年 6月 当社取締役(執行役員)コーポ
レート本部経営企画部長、CSR推
進部・IT戦略部担当、中央研究所
担当

2016年 4月 当社取締役(執行役員)品質保証
部、お客様サービス部担当、コー
ポレート本部人事部、法務部、総
務部、経理財務部、IT戦略部担当、
東京支社長
2017年 4月 当社取締役(常務執行役員)コー
ポレート本部人事部、法務部、
総務部、経理財務部、IT戦略部担
当、東京支社長
2018年 1月 当社取締役(常務執行役員)コー
ポレート本部長、経営企画部長、
人事部、法務部、総務部、経理
財務部、IT戦略部担当、中央研究
所担当、東京支社長
2018年 4月 当社取締役(常務執行役員)コー
ポレート本部長、東京支社長
2019年 1月 当社取締役(常務執行役員)コー
ポレート本部長、品質保証部、
お客様サービス部担当、東京支
社長
2019年 4月 当社取締役(常務執行役員)コー
ポレート本部長、東京支社長

取締役候補者とした理由

高松 肇氏は、当社取締役に就任して以来、経営企画、品質保証・お客様サービス及びコーポレート部門の分野、また2018年1月以降はコーポレート本部長として事業運営を牽引し、中期経営計画2020の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

いかわ のぶひさ
井川 伸久
(1961年4月5日生)

再任



所有する当社株式の数	1,100株
取締役在任期間	1年
取締役会出席回数	13回／13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2015年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長
2007年3月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部フードサービス政策室長	2016年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長、デリカ部長
2008年4月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部フードサービス企画室長	2017年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長
2013年3月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部関西フードサービス部長	2018年4月	当社常務執行役員加工事業本部長
2015年1月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部関西フードサービス部長、関東フードサービス部長	2018年6月	当社取締役(常務執行役員)加工事業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

井川伸久氏は、当社取締役役に就任して以来、加工事業本部長として事業運営を牽引し、中期経営計画2020の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

再任 社外 独立役員

この やすこ
河野 康子
(1957年2月4日生)



所有する当社株式の数	一株
取締役在任期間	1年
取締役会出席回数	13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 4月 いばらきコープ生活協同組合理事
2005年 6月 生活協同組合コープデリ事業連
合理事
2008年 6月 茨城県生活協同組合連合会理事
2012年 8月 全国消費者団体連絡会事務局長
2013年 1月 厚生労働省薬事食品衛生審議会
委員
2013年 4月 (一社)全国消費者団体連絡会事
務局長・共同代表
内閣府食育推進会議委員
2013年10月 内閣府食品安全委員会専門委員
内閣府消費者委員会臨時委員
2013年12月 国土交通省運輸審議会委員(現任)
2014年 4月 消費者庁参与
2015年 7月 農林水産省食料・農業・農村政
策審議会委員

2017年 6月 (一財)日本消費者協会理事(現任)
NPO法人 消費者スマイル基金事
務局長(現任)
2018年 6月 当社取締役(現任)
2018年12月 金融庁金融審議会委員(現任)
2019年 1月 林野庁林政審議会委員(現任)

(重要な兼職の状況)
(一財)日本消費者協会理事
NPO法人 消費者スマイル基金事務局長
国土交通省運輸審議会委員
金融庁金融審議会委員
林野庁林政審議会委員

社外取締役候補者とした理由

河野康子氏は、当社取締役役に就任して以来、役員指名検討委員会、報酬検討委員会及びCSR推進委員会の委員として積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。消費者問題に関する豊富な経験及び知見等を有していることから、経営全般はもとより、中期経営計画2020の経営方針である「消費者との対話を通じた価値の創造」及び「持続可能性(サステナビリティ)の追求」に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

新任

みやがい さだのり
宮階 定憲
(1960年2月9日生)



所有する当社株式の数	4,800株
------------	--------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2005年 3月 当社経営企画本部経営企画部次長
2008年 4月 当社グループ経営本部経営企画
部次長
2009年 3月 当社グループ経営本部経営企画
部副部長
2012年 4月 当社執行役員グループ経営本部
経営企画部長、中央研究所担当
2014年 4月 当社執行役員総務部・人事部・
法務部・エンジニアリング部担当
2015年 4月 当社常務執行役員コーポレート
本部総務部・人事部・法務部・
エンジニアリング部担当

2016年 4月 当社常務執行役員食肉事業本部
管理統括部長、事業企画室長、
食肉審査室長
2019年 4月 当社常務執行役員品質保証部、
お客様サービス部、CSR推進部担
当(現任)

取締役候補者とした理由

宮階定憲氏は、主として経営企画やコーポレート部門、食肉事業本部管理部門に関する業務に従事し、2019年4月以降は当社常務執行役員品質保証部、お客様サービス部、CSR推進部担当として事業運営を牽引し、中期経営計画2020の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しております。豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人財と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

新任 社外 独立役員

いわさき あつし
岩崎 淳
(1959年1月9日生)

所有する当社株式の数 一株

取締役会出席回数 18回/19回(94.7%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年11月	センチュリー監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)入所	2015年6月	当社社外監査役(現任)
1991年3月	公認会計士登録	2016年6月	オリンパス(株)社外監査役(現任)
1997年3月	不動産鑑定士登録	(重要な兼職の状況)	
2005年8月	新日本監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)退所	岩崎公認会計士事務所所長	
2005年9月	岩崎公認会計士事務所所長(現任)	井関農機(株)社外取締役	
2013年6月	井関農機(株)社外取締役(現任)	オリンパス(株)社外監査役(2019年6月25日退任予定。同日社外取締役就任予定)	

社外取締役候補者とした理由

岩崎 淳氏は、当社監査役に就任して以来、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行うなど、当社社外監査役としての職責を果たしております。

これまでの監査役として積み重ねた実績・経験と公認会計士としての専門的知見を有していることから、経営全般はもとより、中期経営計画2020の経営方針である「既存事業の効率化による収益力の強化」に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人財と判断し、同氏を社外取締役候補者いたしました。

【特記事項】

1. 岩崎 淳氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。なお、同氏は、本総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任する予定であります。
2. 取締役会出席状況は、社外監査役として出席した取締役会を対象としております。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実
岩崎 淳氏が社外取締役を務めている井関農機株式会社において、東北地方における施工工事の入札に係る独占禁止法違反事実に基づき、2017年2月16日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記違反事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会等において法令・ルール遵守の視点に立った発言を行い、不当な業務執行の防止に努めておりました。当該事実判明後は、法令遵守、内部管理体制の更なる強化に関する意見を述べるなど、その職責を果たしております。

候補者番号

9

新任 社外 独立役員

あら せ ひで お
荒瀬 秀夫
(1955年3月19日生)



所有する当社株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	テルモ(株)入社	2015年 4 月	同社取締役上席執行役員アジア・インド地域代表、テルモアジアホールディングス社取締役 Managing Director
2006年 7 月	テルモヨーロッパ社取締役社長	2018年 4 月	同社取締役顧問
2008年 6 月	テルモ(株)執行役員	2018年 7 月	同社顧問(現任)
2009年 6 月	同社取締役執行役員心臓血管カンパニー統轄 法務室管掌	2019年 2 月	アトムメディカル(株)執行役員(現任)
2010年 6 月	同社取締役上席執行役員		(重要な兼職の状況)
2011年10月	同社取締役上席執行役員ブラジル事業推進担当		テルモ(株)顧問(2019年6月22日退任予定)
2012年 6 月	同社取締役上席執行役員米州統轄、テルモアメリカスホールディング社取締役社長兼CEO		アトムメディカル(株)執行役員
2014年 4 月	同社取締役上席執行役員中南米地域代表		

社外取締役候補者とした理由

荒瀬秀夫氏は、大手医療機器メーカーにおいて海外事業担当の取締役を務め、変化に対応するグローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営全般はもとより、中期経営計画2020の経営方針である「海外市場展開のギア・チェンジ」に関して有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、業務執行を監督する独立社外取締役として適切な人材と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数について

当社は2018年4月1日付で、株式併合（2株を1株に併合）を実施しましたので、上記「所有する当社株式の数」は当該株式併合後の所有株式数を記載しております。なお、井川伸久氏の所有株式数は、「日本ハム・グループ役員持株会」での所有分を記載しております。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である河野康子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、岩崎 淳氏及び荒瀬秀夫氏は、本議案において両氏の選任が承認可決された場合に、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案

監査役5名選任の件

緒方俊一氏は、2018年10月22日に逝去により監査役を退任し、監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて監査役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外監査役候補者につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、25頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外監査役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

なお、監査役候補者の選任につきましては、役員指名検討委員会での答申を受けております。当委員会は、過半数を独立社外役員で構成し、かつ独立社外役員である取締役を委員長とする任意の委員会であります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	再任 にしはらこういち 西原耕一	常勤監査役	19回／19回 (100%)	27回／27回 (100%)
2	再任 しばあきひこ 芝昭彦 社外 独立役員	社外監査役	19回／19回 (100%)	26回／27回 (96.3%)
3	新任 たざわのぶゆき 田澤信之	アドバイザー	—	—
4	新任 きたぐちまさゆき 北口正幸 社外 独立役員		—	—
5	新任 やまさきとくし 山崎徳司 社外 独立役員		—	—

再任 再任監査役候補者新任 新任監査役候補者社外 社外監査役候補者独立役員 独立役員候補者

候補者番号

1

にしはら こういち
西原 耕一
(1956年9月28日生)

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1975年 4 月 当社入社
2002年 3 月 当社広報室室長代行
2003年 3 月 当社広報室長
2003年 4 月 当社管理本部広報室長
2003年 8 月 当社管理本部広報部長
2008年 4 月 当社グループ経営本部広報IR部長

2009年 3 月 当社総務部長
2012年 4 月 当社執行役員コンプライアンス
部長、社会・環境室担当
2015年 3 月 当社顧問
2015年 6 月 当社監査役(現任)



所有する当社株式の数 **3,600株**

監査役在任期間 **4年**

取締役会出席回数 **19回／19回(100%)**

監査役会出席回数 **27回／27回(100%)**

監査役候補者とした理由

西原耕一氏は、当社監査役に就任して以来、現場実査に基づく的確な提言を行うなど監査役会全体としての監査の実効性向上に寄与しております。

コンプライアンスに関する豊富な職務経験や知見を有することから、当社監査役会の機能強化に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

しば あきひこ
芝 昭彦
(1967年3月30日生)

所有する当社株式の数	一株
監査役在任期間	4年
取締役会出席回数	19回／19回(100%)
監査役会出席回数	26回／27回(96.3%)

再任 社外 独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年4月	警察庁入庁	2011年6月	当社補欠監査役、岡本硝子(株)社外監査役
1993年1月	警察大学校助教	2013年6月	空港施設(株)社外監査役(現任)
1996年7月	神奈川県警察本部警備部外事課長	2013年12月	(株)みんなのウェディング社外取締役
1998年7月	警察庁警備局外事課課長補佐	2015年6月	当社監査役(現任)
2004年10月	第二東京弁護士会弁護士登録、 国広総合法律事務所入所		
2010年4月	芝経営法律事務所(現：芝・田中 経営法律事務所)設立		(重要な兼職の状況)
2010年5月	フクダ電子(株)社外監査役		芝・田中経営法律事務所弁護士
2010年6月	(株)ベリサーブ社外取締役		空港施設(株)社外監査役

社外監査役候補者とした理由

芝 昭彦氏は、当社監査役に就任して以来、役員指名検討委員会の委員及びコンプライアンス委員会のオブザーバーとして積極的に意見を述べるなど、当社社外監査役としての職責を果たしております。

弁護士としての専門的見地と豊富な経験等を有することから、当社監査役会の機能強化に資する適切な人財と判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。

【特記事項】

1. 社外監査役候補者が当社の社外監査役としての最終の任期中に当社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為の概要
当社中央研究所において2010年に特許を取得した家畜飼料用乳酸菌について、特許申請後成立前に実施した研究が特許申請内容通りの効果を確認できないことが判明したにも関わらず、特許手続を進行させて特許を取得するとともに、当該乳酸菌が使用された飼料に関してお取引先製薬会社1社とライセンス契約を結び、それを継続していたことが2015年5月に判明いたしました。社外監査役である芝 昭彦氏は、当該事実の発生時には当社監査役に就任しておりませんでした。当社監査役に就任以降、他の監査役とともに日頃から業務執行の適正性を確保するための監査に努めており、当該事実判明後においては、再発防止策の実施状況について監視を行うなどその職責を果たしております。
2. 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実
芝 昭彦氏が社外取締役を務めていた株式会社みんなのウェディングにおいて、2014年11月、同社代表取締役らが主導した不適切な会計処理が発覚しました。同氏は、当該事実の発生の予防のため、毎月開催される取締役会において決議事項や報告事項等の審議等を通じて、他の取締役らの業務執行が適法・適正に行われているか監視しておりました。なお、当該事実については、関係する会計報告等が取締役会においてなされる以前に、会計監査人の指摘等により発覚しております。当該事実発生後において、同氏は社内調査メンバーの一員として、当該事実に関する社内調査に関わり、事実の究明と再発防止策の提言を行うなどその職責を果たしております。

候補者番号

3

たざわ のぶゆき
田澤 信之
(1961年11月4日生)

新任



所有する当社株式の数 2,658株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2017年 4 月	当社執行役員加工事業本部管理統括部長
2005年 3 月	当社加工事業本部管理統括室次長	2019年 4 月	当社アドバイザー(現任)
2008年 3 月	当社加工事業本部管理統括室長		
2012年 4 月	当社グループ経営本部経営企画部副部長		
2015年 4 月	当社コーポレート本部経営企画部副部長		

監査役候補者とした理由

田澤信之氏は、主として加工事業本部や経営企画に関する業務に従事し、2017年4月から2019年3月まで当社執行役員加工事業本部管理統括部長として事業管理に関する豊富な職務経験や知見を有しております。豊富な職務経験や知見を有することから、当社監査役会の機能強化に資する適切な人財と判断し、同氏を監査役候補者いたしました。

候補者番号

4

きたぐち まさゆき
北口 正幸
(1967年4月28日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数 一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年11月	センチュリー監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)入所	2016年 6 月	当社補欠監査役(現任)
2002年 4 月	公認会計士登録	2019年 3 月	(株)グラッドキューブ社外監査役(現任)
2003年 6 月	新日本監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)退所		
2003年 7 月	北口公認会計士事務所所長(現任)	(重要な兼職の状況)	
2013年 1 月	大阪弁護士会弁護士登録、北口法律事務所所長	北口公認会計士事務所所長	
2015年 1 月	招和法律事務所代表(現任)	招和法律事務所代表	
		(株)グラッドキューブ社外監査役	

社外監査役候補者とした理由

北口正幸氏は、公認会計士及び弁護士としての専門的見地と豊富な経験等を有しております。また、2016年から当社の企業価値向上委員会の委員として、当社グループのガバナンス及び企業価値の向上に関するご提言をいただいております。これらのことから、当社監査役会の機能強化に資する適切な人財と判断し、同氏を社外監査役候補者いたしました。

候補者番号

5

新任 社外 独立役員

やまさき とくし
山崎 徳司
(1961年2月16日生)

所有する当社株式の数 一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月	明治製菓(株)(現：明治ホールディングス(株))入社	2015年2月	同社投資戦略部ストラテジスト
1989年7月	大和証券経済研究所(現：(株)大和総研)入社 企業調査部アナリスト	2015年10月	同社エクイティ調査部プロダクトマネージャー
		2019年3月	同社退職
2001年4月	同社企業調査部食品セクターアナリスト		
2008年1月	大和証券SMBC(株)(現：大和証券(株))企業調査部 食品セクターアナリスト		

社外監査役候補者とした理由

山崎徳司氏は、大手証券会社において食品セクターの証券アナリストを務め、当社グループを含め食品企業全般に対し、専門的見地と豊富な経験等を有しております。これらのことから、当社監査役会の機能強化に資する適切な人材と判断し、同氏を社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数について
当社は2018年4月1日付で、株式併合（2株を1株に併合）を実施しましたので、上記「所有する当社株式の数」は当該株式併合後の所有株式数を記載しております。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である芝 昭彦氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、北口正幸氏及び山崎徳司氏は、本議案において両氏の選任が承認可決された場合に、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

第2号議案において、補欠監査役北口正幸氏を監査役候補者としたことにより、補欠監査役が欠員となります。法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

また、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであり、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、届け出る予定であります。また、当社は、25頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

なお、補欠監査役候補者の選任につきましては、役員指名検討委員会での答申を受けております。当委員会は、過半数を独立社外役員で構成し、かつ独立社外役員である取締役を委員長とする任意の委員会であります。

新任 補欠社外 独立役員

にしやましげる
西山 茂

(1961年10月27日生)



所有する当社株式の数 一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	監査法人サンワ事務所(現：有限責任監査法人トーマツ)入所	2015年 7 月	ユニプレス(株)社外監査役
1987年 3 月	公認会計士登録	2016年 6 月	同社社外取締役(現任) (株)リコー社外監査役(現任)
1995年 8 月	監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ)退所	2018年 9 月	(株)マクロミル社外取締役(現任)
1995年 9 月	(株)西山アソシエイツ代表取締役	(重要な兼職の状況)	
2002年 4 月	早稲田大学大学院助教授	早稲田大学大学院教授	
2003年 4 月	ビジョン(株)監査役	ユニプレス(株)社外取締役	
2006年 4 月	早稲田大学大学院教授(現任)	(株)リコー社外監査役	
2012年 6 月	アステラス製薬(株)社外監査役	(株)マクロミル社外取締役	

補欠社外監査役候補者とした理由

西山 茂氏は、公認会計士及び大学院教授としての専門的見地と豊富な経験等を有しております。また、2011年から当社の企業価値向上委員会の委員として、当社グループのガバナンス及び企業価値の向上に関するご提言をいただいております。これらのことから、当社監査役会の機能強化に資する適切な人財と判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者いたしました。

【特記事項】

社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実

西山 茂氏が社外監査役を務めている株式会社リコーにおいて、同社海外子会社における不適切会計及び一部社員による不正行為とされる事案が2015年10月に発生しました。同氏は当該事実の発生時には同社社外監査役に就任していませんでしたが、同社社外監査役に就任以降、取締役会及び監査役会などを通じて、ガバナンス体制や内部管理体制の強化、内部統制システムの見直し及び強化、さらに再発防止に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、西山 茂氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。

会社役員に関する事項

※議案の補足情報として「第74期事業報告 4. 会社役員に関する事項」を以下に記載しています。

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	畑 佳 秀	
代表取締役副社長 (副社長執行役員)	篠 原 三 典	グループ構造改革担当
代表取締役副社長 (副社長執行役員)	井 上 勝 美	食肉事業本部長
代表取締役 (専務執行役員)	川 村 浩 二	コミュニケーション戦略本部長、中央研究所担当
取締役(専務執行役員)	大 社 啓 二	海外事業本部長
取締役(常務執行役員)	木 藤 哲 大	グループ営業統括、グループ営業企画部担当
取締役(常務執行役員)	高 松 肇	コーポレート本部長、品質保証部、お客様サービス部担当、東京支社長
取締役(常務執行役員)	井 川 伸 久	加工事業本部長
取 締 役	高 巖	麗澤大学経済学部教授 麗澤大学大学院経済研究科教授 三菱地所株式会社社外取締役 内閣府消費者委員会委員長
取 締 役	河 野 康 子	(一財)日本消費者協会理事 NPO法人 消費者スマイル基金事務局長 国土交通省運輸審議会委員 金融庁金融審議会委員 林野庁林政審議会委員
常 勤 監 査 役	西 原 耕 一	
監 査 役	大 塚 明	神戸居留地法律事務所弁護士 株式会社ノーリツ補欠取締役(監査等委員)
監 査 役	芝 昭 彦	芝・田中経営法律事務所弁護士 空港施設株式会社社外監査役
監 査 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社社外取締役 オリパス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役高 巖氏及び河野康子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大塚 明氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である高 巖氏及び河野康子氏並びに社外監査役である大塚 明氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員と指定して届け出ております。また、当社は、25頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外役員全員が当社からの独立性を有していると判断しております。
4. 監査役岩崎 淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 就 任

- ① 2018年2月9日開催の取締役会において、2018年4月1日付で井上勝美氏が代表取締役副社長に選定され、就任いたしました。
- ② 2018年6月26日開催の第73回定時株主総会において、井川伸久氏及び河野康子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 退 任

- ① 2018年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、片山登志子氏が取締役を退任いたしました。
- ② 監査役緒方俊一氏は、2018年10月22日に逝去により退任いたしました。
- ③ 篠原三典氏は、2019年3月31日に代表取締役を、川村浩二氏は、2019年3月31日に代表取締役及び取締役にそれぞれ辞任いたしました。

(3) 取締役の担当異動

氏名	変更前	変更後	異動年月日
高 松 肇	取締役（常務執行役員）コーポレート本部長、東京支社長	取締役（常務執行役員）コーポレート本部長、品質保証部、お客様サービス部担当、東京支社長	2019年1月31日

(ご参考)

2019年4月1日現在の経営体制は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 （社長執行役員）	畑 佳 秀	
代表取締役副社長 （副社長執行役員）	井 上 勝 美	食肉事業本部長
取締役（常務執行役員）	木 藤 哲 大	海外事業本部長
取締役（常務執行役員）	高 松 肇	コーポレート本部長、東京支社長
取締役（常務執行役員）	井 川 伸 久	加工事業本部長
取 締 役	篠 原 三 典	
取 締 役	大 社 啓 二	
取 締 役	高 巖	麗澤大学経済学部教授 麗澤大学大学院経済研究科教授 三菱地所株式会社社外取締役 内閣府消費者委員会委員長
取 締 役	河 野 康 子	（一財）日本消費者協会理事 NPO法人 消費者スマイル基金事務局長 国土交通省運輸審議会委員 金融庁金融審議会委員 林野庁林政審議会委員
常 勤 監 査 役	西 原 耕 一	
監 査 役	大 塚 明	神戸居留地法律事務所弁護士 株式会社ノーリツ補欠取締役（監査等委員）
監 査 役	芝 昭 彦	芝・田中経営法律事務所弁護士 空港施設株式会社社外監査役
監 査 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社社外取締役 オリンパス株式会社社外監査役

(取締役を兼任していない執行役員)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	宮 階 定 憲	品質保証部、お客様サービス部、CSR推進部担当
執 行 役 員	前 田 文 男	加工事業本部 商品統括部長
執 行 役 員	片 岡 雅 史	コーポレート本部 経理財務部、広報IR部担当
執 行 役 員	藤 井 秀 樹	海外事業本部 事業統括部長、事業開発室長
執 行 役 員	前 田 啓 次	スポーツコミュニティ部長、ライフスタイル研究室、グループ営業企画部担当
執 行 役 員	小 田 信 夫	経営企画部長、中央研究所担当
執 行 役 員	伊 藤 忠 明	海外事業本部 管理統括部長
執 行 役 員	平 井 邦 治	コンプライアンス部長
執 行 役 員	関 孝 雄	食肉事業本部 国内食肉事業部長、国内食肉生産事業部長
執 行 役 員	佃 裕 之	食肉事業本部 管理統括部長、食肉審査室長
執 行 役 員	丸 山 健 弥	食肉事業本部 フード・物流事業部長
執 行 役 員	戸 田 秀 一	食肉事業本部 輸入食肉事業部長
執 行 役 員	萩 野 稔 之	加工事業本部 営業統括部長
執 行 役 員	秋 山 光 平	コーポレート本部 人事部長
執 行 役 員	三 国 和 浩	関連企業本部長
執 行 役 員	八 尾 均	加工事業本部 管理統括部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

優秀な人材を経営者として登用・確保し、役員の職務遂行が企業価値の最大化につながることを目的に、「透明性」、「公正性」及び「合理性」の高い報酬体系としております。

役員報酬における「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て取締役会において決定することとしております。

【取締役報酬の概要】

1. 取締役の報酬は、役位別に定めた標準額に株式取得型報酬を加えた額としております。なお、退職慰労金は支給していません。

(1) 標準額は基本報酬と評価報酬で構成されております。標準額のうち、80%を基本報酬、20%を評価報酬としております。評価報酬は、年度業績（売上高、営業利益、ROE、ROIC）及び個別に設定する目標（経営課題等）の達成度合いに応じて0～40%の割合で展開してしております。

(2) 中長期的な業績反映を意図した株式取得型報酬は、毎月一定の報酬額としております。取締役はその一定額で当社株式を取得（役員持株会経由）します。この株式は在任期間及び退任後1年間は譲渡できないものとしております。

2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

	標準額		株式取得型報酬	合計
	基本報酬	評価報酬		
取締役11名	260百万円	35百万円	56百万円	352百万円
（うち社外取締役3名）	(24百万円)			(24百万円)
監査役5名	74百万円			74百万円
（うち社外監査役3名）	(36百万円)			(36百万円)
合計	335百万円	35百万円	56百万円	426(60)百万円

(注) 1. 報酬等の総額には、2018年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び同年10月22日に退任した監査役1名に対する報酬を含んでおります。

2. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、株主総会における決議により、取締役月額42百万円(1996年6月27日定時株主総会決議)、監査役月額8百万円(1998年6月26日定時株主総会決議)となっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席回数／開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数／開催回数)	発言状況
取締役	高 巖	16回／19回 (84.2%)	—	企業倫理やCSRに関する研究を専門とする大学教授としての専門的見地及び国際経済に関する幅広い見識をもとに、健全かつ効率的な経営の推進に向けて、経営全般に対する発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会、報酬検討委員会の委員長及び企業価値向上委員会並びにCSR推進委員会の委員を務めました。
	河 野 康 子	13回／13回 (100%)	—	消費者問題に関する豊富な経験及び知見をもとに、消費者を意識した品質No.1経営の推進に向けた発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会、報酬検討委員会及びCSR推進委員会の委員を務めました。
監査役	大 塚 明	19回／19回 (100%)	27回／27回 (100%)	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、報酬検討委員会、企業価値向上委員会の委員及びCSR推進委員会のオブザーバーを務めました。
	芝 昭 彦	19回／19回 (100%)	26回／27回 (96.3%)	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会の委員及びコンプライアンス委員会のオブザーバーを務めました。
	岩 崎 淳	18回／19回 (94.7%)	25回／27回 (92.6%)	公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っております。

(注) 河野康子氏の出席状況については、2018年6月26日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である高 巖氏及び河野康子氏並びに社外監査役である大塚 明氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏の各氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は次のとおりであります。

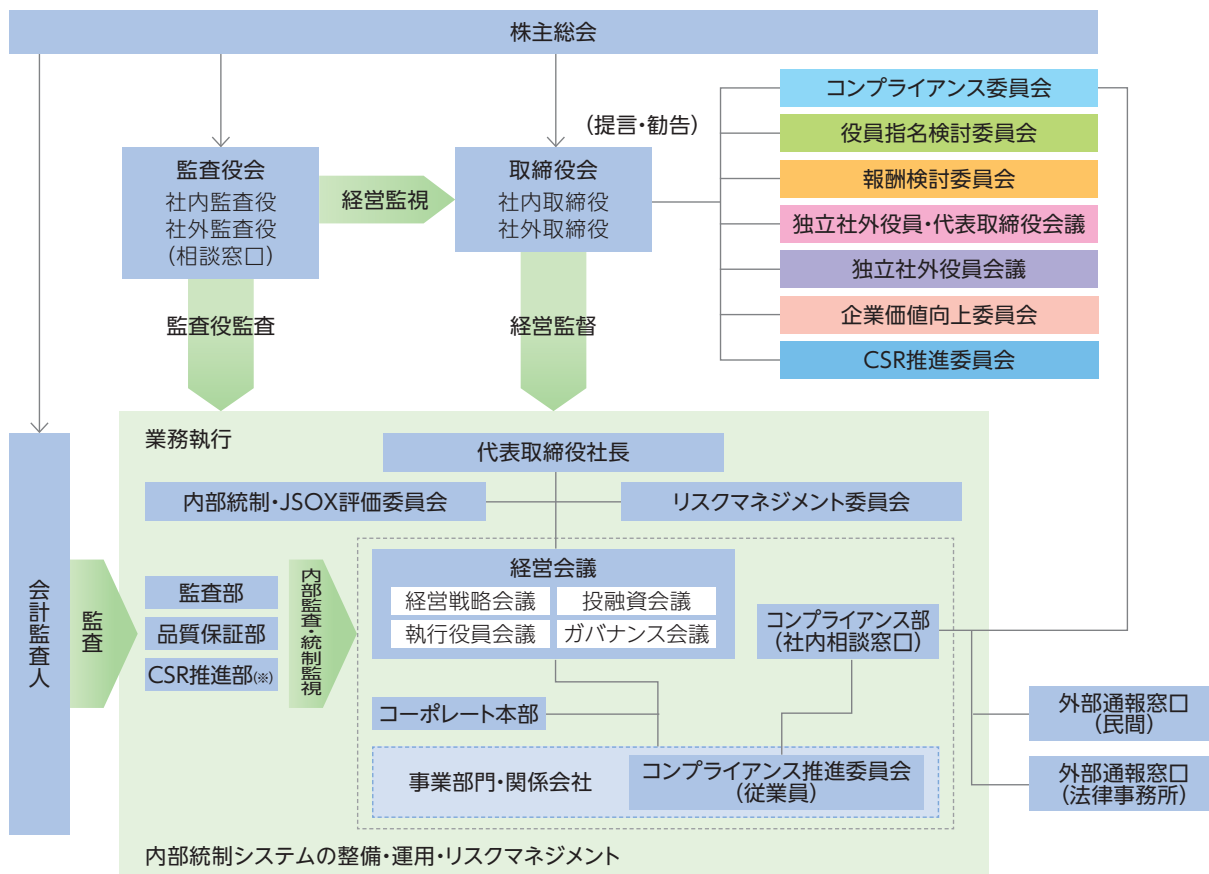
- (a) 社外取締役又は社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (b) 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、当社グループの担う社会的責任を果たし、当社グループの目指す姿「世界で一番の食べる喜びをお届けする会社」の実現に向けて、当社グループが最適と考えるガバナンス体制を構築し、機能させるため、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示すとともに、その充実に継続的に取り組む。
- (2) 当社グループのコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともにその責任を明確にすることを基本とする。

2. 体制図（2019年4月1日現在）



※ 環境内部監査の実施

3. 取締役会の任意委員会等

当社は、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の任意委員会等として以下の委員会を設置しております。

■ 役員指名検討委員会

代表取締役候補者・取締役候補者・監査役候補者の決定及び代表取締役社長以下経営陣（業務執行取締役及び執行役員）の解職及び解任審議に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

■ 報酬検討委員会

役員（執行役員を含む）の報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

■ 独立社外役員・代表取締役会議

独立社外役員と代表取締役の忌憚のない意見交換を通して、当社グループの企業価値向上及び風土改革提言の場となるように議論しております。

■ 独立社外役員会議

独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識の共有を図っております。

■ コンプライアンス委員会

グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策の検討を行っております。

■ 企業価値向上委員会

代表取締役社長の他、取締役・監査役並びに社外有識者における意見交換を通して、当社グループの企業価値向上に繋がる場としております。

■ CSR推進委員会

グループ全体のCSRに関する方針、テーマの検討及びCSRに関する各種施策の取組状況の確認等を行っております。

任意委員会等の構成（2019年4月1日現在）

地 位	氏 名	役員指名 検討委員会	報酬検討 委員会	独立社外 役員・代表 取締役会議	独立社外 役員会議	コンプライアンス 委員会	企業価値向上 委員会	CSR推進 委員会
代表取締役社長	畑 佳秀		○	○		◎	○	◎
代表取締役副社長	井上 勝美			○				○
取 締 役	木藤 哲大							○
取 締 役	高松 肇	○	オブザーバー			○		○
取 締 役	井川 伸久							○
取 締 役	篠原 三典						○	○
取 締 役	大社 啓二							○
取締役(社外)	高 巖*	◎	◎	○	◎		○	○
取締役(社外)	河野 康子*	○	○	○	○	○		○
監査役(社外)	大塚 明*		○	○	○		○	オブザーバー
監査役(社外)	芝 昭彦*	○		○	○	オブザーバー		
監査役(社外)	岩崎 淳*			○	○			

◎委員長・議長 ○委員 *独立役員

4. 社外役員の独立性に関する基準（2018年12月14日取締役会決議）

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去における、当社、当社の子会社又は持分法適用会社（以下「ニッポンハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。）、執行役、執行役員又は使用人（以下「業務執行者」という。）
2. 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主^{（注1）}若しくはその業務執行者又はニッポンハムグループが大株主である先の業務執行者
3. 当事業年度を含む直近5事業年度における、ニッポンハムグループの主要な取引先^{（注2）}又はその業務執行者
4. 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから1事業年度あたり1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから役員報酬以外に、1事業年度あたり1,000万円以上の報酬を受領した、弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. (1) 社外取締役の独立性を判断する場合にあっては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者^{（注3）}の配偶者及び三親等以内の親族
(2) 社外監査役の独立性を判断する場合にあっては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者^{（注3）}並びに現在又は過去においてニッポンハムグループの業務執行者でない取締役又は会計参与である者の配偶者及び三親等以内の親族
7. 社外役員の相互就任関係^{（注4）}となる先の業務執行者

注1. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者をいう。

注2. 「主要な取引先企業」とは、ニッポンハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、ニッポンハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

注3. 「重要な者」とは、上記1ないし4においては業務執行取締役、執行役、執行役員又は部長職以上の使用人をいい、上記5においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士を含む。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、ニッポンハムグループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいう。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは当期より国際会計基準（IFRS）を適用しており、前期の財務数値についても、IFRSに組替えて比較分析を行っております。

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続ки、個人消費の持ち直しや設備投資が増加するなど、景気は緩やかに回復してきました。その一方で、世界経済の先行きや、政策に関する不確実性、通商問題に起因する金融資本市場の変動など、経済環境は依然として予断を許さない状況が続きました。

当業界におきましては、一部原材料価格の上昇や、人手不足を背景とした人件費、物流費の上昇、販売競争の激化、家畜の疾病等、引き続き厳しい経営環境が続きました。

このような中、当社グループは、2018年4月からスタートした「中期経営計画2020」において、「未来につなげる仕組み作り」をテーマとし、5つの経営方針「既存事業の効率化による収益力の強化」「消費者との対話を通じた価値の創造」「食の未来の構想／実現のための技術力強化・育成」「海外市場展開のギア・チェンジ」「持続可能性（サステナビリティ）の追求」に基づく事業展開を推進してまいりました。具体的施策としては、国内ファーム事業の強化、食物アレルギー対応商品専用工場の増築、加工食品製造工場やヨーグルト・乳酸菌飲料製造工場の新設、人財の育成やリスク管理の徹底などに取り組みました。海外においては、オーストラリアにおける牛肉事業の収益性改善に努めました。経営体制については、「ニッポンハムグループ・コーポレートガバナンス基本方針」に沿って、その充実に努めました。

以上の結果、当期の売上高は、対前期比1.9%減の1,234,180百万円となりました。なお、利益につきましては、第2四半期に台風21号及び北海道胆振東部地震の影響による棚卸資産の評価損及び固定資産減損損失を計上したことなどから、営業利益は対前期比29.6%減の32,265百万円、税引前利益は対前期比42.7%減の30,267百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は対前期比47.9%減の19,561百万円となりました。

(注) 営業利益は日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

オペレーティング・セグメント別の概況は以下のとおりであります。

加工事業本部

売上高
353,091百万円

営業利益
7,797百万円

ハム・ソーセージ部門においては、コンシューマ商品では、新たな食べ方提案としてレンジ調理訴求を行った「シャウエッセン」などの主力ブランドが好調に推移したことに加え、今春発売の新たなテイストである「シャウエッセンホットチリ」や、新しいターゲット向けに世界各地の味をお届けする「World Travelアンティエ」などの新商品で上乗せを図りましたが、PB商品が伸び悩み、前年を下回りました。ギフト商戦は、旗艦ブランドである「美ノ国」は堅調に推移しましたが、ギフト市場全体の落込みや宅配料金の値上げなどの影響により、前年を下回りました。業務用商品は、商品構成の見直しなどにより販売数量が減少し、ハム・ソーセージ部門全体の売上げは前年を下回りました。

加工食品部門においては、コンシューマ商品では、主力の「中華名菜」や、「シャウエッセンピザ」などの新商品をシリーズに加えた「石窯工房」が好調に推移し前年を上回りました。業務用商品では、大手外食チェーン向けの売上げが苦戦しましたが、加工食品部門全体の売上げは、前年を上回りました。

利益につきましては、物流コストや電気、燃料費などが上昇しましたが、効率的な販促経費の運用や、製造部門において、稼働の平準化や製造ラインの省人化の取組みなどを行ったことに加え、主力ブランド商品伸長に伴い粗利益率が改善したことで増益となりました。

以上の結果、当期の加工事業本部の売上高は対前期比0.7%減の353,091百万円、営業利益は対前期比32.9%増の7,797百万円となりました。

食肉事業本部

売上高
756,993百万円

営業利益
35,743百万円

食肉事業においては、国産鶏肉「桜姫」や国産豚肉「麦小町」などの当社ブランド食肉を中心に、北海道・東北・関東エリアでのTVCMによる認知度の向上、SNSを活用したレシピやプロモーション情報、消費者向けキャンペーン情報の発信や、それらと連動した店頭販促を行うなど、消費者や取引先に対して幅広い提案・営業活動を行いました。また、外食店やCVSチャネルの顧客ニーズや、店舗でのオペレーションを踏まえた商品開発と提案営業も強化しましたが、国産豚肉、国産鶏肉相場が前年に比べ下落したことや、輸入豚肉の販売量が減少したこと、輸入鶏肉の価格が軟調に推移したことなどにより、売上げは減少しました。

利益につきましては、生産部門においては、飼育成績やブランド食肉比率の向上、新設備導入による処理能力の向上などに努めましたが、国産豚肉、国産鶏肉の相場下落や飼料価格の上昇による影響が大きく、減益となりました。販売部門においては、量販店へのブランド食肉の販売強化や外食向けの営業体制の強化に努めましたが、国産牛肉及び輸入牛肉が高値で継続したことや、台風21号及び北海道胆振東部地震の影響もあり、全体で減益となりました。

以上の結果、当期の食肉事業本部の売上高は対前期比2.8%減の756,993百万円、営業利益は対前期比24.2%減の35,743百万円となりました。

関連企業本部

売上高
155,073百万円営業利益
441百万円

水産部門は、回転寿司店や量販店向けに、海老、いか、鮪を中心とした寿司種の販売が伸長しましたが、寿司種以外の商品は、原料相場の高騰や競争激化により販売が苦戦し、低収益商品の整理を進めたことなどもあり、売上げは前年を下回りました。

乳製品部門のうち、ヨーグルト・乳酸菌飲料は、発売25周年を迎えた主力の「バニラヨーグルト」が堅調に推移しましたが、市場成長の鈍化や競争激化により乳酸菌飲料の販売が減少し、売上げは前年を下回りました。チーズは、コンシューマ商品は生産ラインを増設したベビーチーズやカップ製品が伸長しましたが、業務用商品は製パン向けや外食店向けの販売が伸び悩み、売上げは前年を下回りました。

利益につきましては、水産部門では寿司種を中心に価格改定を進めたことや、低収益商品の整理などの構造改革を進めたことにより粗利益率は改善しましたが、販売数量が減少したことにより前年を下回りました。乳製品部門では、原材料価格の上昇や、人件費、物流費などの経費が増加したことなどにより、前年を下回りました。

以上の結果、当期の関連企業本部の売上高は対前期比5.2%減の155,073百万円、営業利益は対前期比73.3%減の441百万円となりました。

海外事業本部

売上高
255,209百万円営業損失
3,753百万円

売上高につきましては、アジア・欧州事業では、トルコや中国において国内販売が伸長しましたが、タイからの日本向け売上げが減少したことにより、前年を下回りました。米州事業では、食肉の輸出が順調に推移したこと、また米国内販売が伸長したことにより、前年を上回りました。豪州事業は、日本やアジア向けの牛肉輸出が好調に推移し、前年を上回りました。

利益につきましては、アジア・欧州事業は、中国での販売数量の増加や、英国における食肉調達コストが安定したことにより、前年を上回りました。米州事業は、食肉輸出が増加したことや、米国内販売での粗利益率が改善し、前年を上回りました。豪州事業は、オーストラリアでの生産コストの改善が進んだことや、生体牛の集荷が順調だったこと、また安定した販売価格が維持できたことから、前年を上回りました。一方、ウルグアイにおいては、生体牛の集荷環境の悪化、販売単価の下落により、前年を大きく下回りました。

以上の結果、当期の海外事業本部の売上高は対前期比0.4%増の255,209百万円、営業損失は3,753百万円（前年同期は4,703百万円の営業損失）となりました。

(2) オペレーティング・セグメント別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
加工事業本部	353,091百万円	99.3%	28.6%
食肉事業本部	756,993百万円	97.2%	61.3%
関連企業本部	155,073百万円	94.8%	12.6%
海外事業本部	255,209百万円	100.4%	20.7%
消去調整他	△286,186百万円	—	△23.2%
合計	1,234,180百万円	98.1%	100.0%

(ご参考) 品種別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
ハム・ソーセージ	128,356百万円	96.9%	10.4%
加工食品	233,655百万円	100.2%	18.9%
食肉	703,557百万円	98.2%	57.0%
水産物	88,138百万円	94.0%	7.2%
乳製品	33,270百万円	97.3%	2.7%
その他	47,204百万円	97.1%	3.8%
合計	1,234,180百万円	98.1%	100.0%

(3) 設備投資の状況

当社グループは、生産飼育から処理・加工・製造・流通・販売までのすべてを自社で一貫して行うインテグレーションシステムを構築しており、その中で設備の充実、合理化及び強化を図るため必要な設備投資を実施しております。

当期の設備投資額は総額約478億円(ソフトウェアを含む)で、その主なものは次のとおりであります。

加工事業本部では、日本ハムファクトリー株式会社、日本ハム食品株式会社を中心にハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備の増設・更新等に約120億円の設備投資を実施しました。

食肉事業本部では、日本ホワイトファーム株式会社、ニイプロ株式会社等の生産飼育設備の更新・改修等に約92億円、中日本フード株式会社、関東日本フード株式会社等の物流・営業設備の充実に約29億円、日本フードパッカー株式会社、日本ピュアフード株式会社等の処理・加工設備の更新に約77億円など合計約198億円の設備投資を実施しました。

関連企業本部では、株式会社宝幸、日本ルナ株式会社等の水産物及び乳製品の生産設備・営業設備の更新等に約91億円の設備投資を実施しました。

海外事業本部では、Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketiの生産飼育設備の更新等に約49億円の設備投資を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当社は、2019年3月期限の短期社債(コマーシャルペーパー)償還及び2019年9月に期限が到来する第8回無担保社債の償還資金に充当するため、300億円の無担保社債(第10回無担保社債100億円・第11回無担保社債100億円・第12回無担保社債100億円)を発行しました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	米国会計基準		
	第71期 (2015.4.1～2016.3.31)	第72期 (2016.4.1～2017.3.31)	第73期 (2017.4.1～2018.3.31)
売上高	百万円 1,229,324	百万円 1,202,293	百万円 1,269,201
継続事業からの税金等調整前当期純利益	百万円 35,309	百万円 49,112	百万円 50,455
当社株主に帰属する当期純利益	百万円 21,779	百万円 35,004	百万円 37,147
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	円 銭 213 84	円 銭 343 47	円 銭 348 46
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	円 銭 200 89	円 銭 322 54	円 銭 342 07
総資産	百万円 682,855	百万円 720,276	百万円 755,076
株主資本	百万円 356,353	百万円 404,126	百万円 440,793
1株当たり株主資本	円 銭 3,498 71	円 銭 3,832 95	円 銭 4,100 70

区分	国際会計基準 (IFRS)	
	第73期 (2017.4.1～2018.3.31)	第74期 (2018.4.1～2019.3.31)
売上高	百万円 1,258,463	百万円 1,234,180
税引前当期利益	百万円 52,798	百万円 30,267
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円 37,552	百万円 19,561
基本的1株当たり当期利益	円 銭 352 26	円 銭 183 21
希薄化後1株当たり当期利益	円 銭 350 00	円 銭 181 48
総資産額	百万円 734,528	百万円 741,388
親会社の所有者に帰属する持分	百万円 417,982	百万円 401,014
1株当たり親会社所有者帰属持分	円 銭 3,888 48	円 銭 3,896 64

- (注) 1. 当社は第74期より国際会計基準（IFRS）に基づき連結計算書類を作成しております。
2. 「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（基本的1株当たり当期利益）」は期中平均発行済株式総数、「希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（希薄化後1株当たり当期利益）」は期中平均発行済株式総数に期中平均潜在株式総数を調整した株式総数、「1株当たり株主資本（1株当たり親会社所有者帰属持分）」は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 当社は、第72期において、米国で養豚事業を営んでいた連結子会社Texas Farm, LLCをその事業の将来性や資産効率など多面的な観点から見直しを検討した結果、Seaboard Foods LLCに事業譲渡いたしました。この事業譲渡により、該当会社の事業は米国財務会計基準審議会基準書第205号に規定する非継続事業に該当すると判断したため、非継続事業にかかる損益を独立掲記しました。このため、表示される期間において組み替えた数値に基づき表示しております。
4. 当社は、2018年4月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり株主資本（1株当たり親会社所有者帰属持分）」、「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（基本的1株当たり当期利益）」及び「希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（希薄化後1株当たり当期利益）」を算定しております。

(6) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

区分	事業内容
ハム・ソーセージ	ハム・ソーセージ（ロースハム、ボンレスハム、ベーコン、プレスハム、ウインナーソーセージ）の製造及び販売
加工食品	加工食品（ハンバーグ、ミートボール、中華惣菜類、ナゲット類）の製造及び販売
食肉	生産飼育、食肉の処理・加工及び食肉の輸入・販売
水産物	水産加工品の製造及び販売
乳製品	ヨーグルト、チーズ等の製造及び販売
その他	冷蔵冷凍倉庫業、運送業

(7) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

当 社 本 店	大阪市北区梅田二丁目4番9号	
当 社 支 店	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
研 究 所	中央研究所(茨城県)	
当 社 生 産 拠 点	諫早プラント(長崎県)	
そ の 他 国 内 生 産 拠 点	日本ホワイトファーム株式会社(青森県) インターファーム株式会社(青森県) 日本ハム食品株式会社(三重県) 日本ハムファクトリー株式会社(静岡県) 日本ハム惣菜株式会社(新潟県) 日本フードパッカー株式会社(青森県) 南日本ハム株式会社(宮崎県) 東北日本ハム株式会社(山形県) 日本ハム北海道ファクトリー株式会社(北海道)	
そ の 他 国 内 生 産 営 業 拠 点	株式会社宝幸(東京都) マリンフーズ株式会社(東京都) 日本ピュアフード株式会社(東京都) 日本ルナ株式会社(京都府)	
当 社 国 内 営 業 拠 点	東京 愛知 大阪	
そ の 他 国 内 営 業 拠 点	日本物流グループ株式会社(神奈川県) 西日本フード株式会社(福岡県) 東日本フード株式会社(北海道) 関東日本フード株式会社(東京都) 中日本フード株式会社(大阪府) 日本ハム東販売株式会社(東京都) 日本ハム西販売株式会社(大阪府) 日本ハム北海道販売株式会社(北海道) ジャパンフード株式会社(東京都)	
海 外 生 産 拠 点	Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi(トルコ) Breeders & Packers Uruguay S.A.(ウルグアイ) Whyalla Beef Pty. Ltd.(オーストラリア) Thai Nippon Foods Co., Ltd.(タイ) Thomas Borthwick & Sons(Australia) Pty. Ltd.(オーストラリア) Oakey Beef Exports Pty. Ltd.(オーストラリア)	
海 外 営 業 拠 点	NH Foods Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Day - Lee Foods, Inc.(アメリカ)	

(8) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

従業員数		前期末増減
加工事業本部	4,254名	53名増
食肉事業本部	5,936名	121名増
関連企業本部	1,731名	39名増
海外事業本部	4,899名	164名減
全社(共通)	624名	36名増
合計	17,444名	85名増

- (注) 1.従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
 2.上記の従業員の数には臨時従業員（期間中平均13,396名）は含んでおりません。
 3.上記のうち、当社の従業員数（就業人員数）は1,431名であり、前期末に比べ4名増加しております。

(9) 重要な子会社の状況等 (2019年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NH Foods Australia Pty. Ltd.	10,650万豪ドル	100.0%	食肉等の販売
Breeders & Packers Uruguay S.A.	8,148万米ドル	100.0%	畜産物の処理、加工、販売
株式会社宝幸	3,040百万円	100.0%	水産加工品・缶詰・乳製品の製造、販売
Day-Lee Foods, Inc.	1,732万米ドル	100.0%	食肉等の販売、加工食品の製造、販売
日本ホワイトファーム株式会社	1,560百万円	100.0%	畜産物の育成、処理
インターファーム株式会社	1,301百万円	100.0%	畜産物の育成
マリンフーズ株式会社	1,133百万円	100.0%	水産加工品の製造、販売
日本ハム食品株式会社	1,000百万円	100.0%	加工食品の製造
日本ハムファクトリー株式会社	1,000百万円	100.0%	ハム・ソーセージの製造
日本ハム惣菜株式会社	489百万円	100.0%	加工食品の製造
日本物流グループ株式会社	480百万円	100.0%	冷蔵冷凍倉庫業、運送業
西日本フード株式会社	480百万円	100.0%	食肉等の販売
日本フードパッカー株式会社	470百万円	100.0%	畜産物の処理、加工、販売
東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
関東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
中日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
日本ピュアフード株式会社	410百万円	100.0%	畜産物の加工、販売
南日本ハム株式会社	360百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の製造
日本ハム東販売株式会社	141百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
日本ハム西販売株式会社	88百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
ジャパンフード株式会社	40百万円	100.0%	食肉等の輸入、販売
日本ルナ株式会社	397百万円	97.1%	乳酸菌飲料の製造、販売
Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi	12,510万トルコリラ	60.0%	畜産物の育成、処理、販売

(注) 「Breeders & Packers Uruguay S.A.」、「日本物流グループ株式会社」及び「日本ピュアフード株式会社」に対する当社の議決権比率には、子会社を通じて間接所有分40.0%、55.0%及び58.5%がそれぞれ含まれております。

② 企業結合等の状況

連結子会社は設立により1社増加しましたが、清算により3社減少したため、83社（上記の重要な23社を含む。）となっております。また、持分法適用会社は1社増加したことにより11社となりました。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	33,872百万円
株式会社三井住友銀行	21,242百万円
株式会社百十四銀行	13,106百万円
農林中央金庫	6,127百万円

(11) 対処すべき課題

「中期経営計画2020」(2018年4月1日～2021年3月31日)

テーマ

「未来につなげる仕組み作り」

経営方針

- 「既存事業の効率化による収益力の強化」
- 「消費者との対話を通じた価値の創造」
- 「食の未来の構想／実現のための技術力強化・育成」
- 「海外市場展開のギア・チェンジ」
- 「持続可能性（サステナビリティ）の追求」

最終事業年度
目標値

連結売上高	事業利益	売上高事業利益率	ROE
14,100億円	560億円	4.0%	7.0%以上

(注) 当社グループは、事業活動を通じて獲得する利益をより明確に示すことを目的として、2020年3月期の連結業績予想から従来の営業利益に替えて、事業利益（売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除し、当社グループが定める為替差損益、国際会計基準（IFRS）への調整及び非経常項目を調整して算出）を開示することといたしました。

2019年度の経済見通しにつきましては、政府の景気対策の効果を引き続き見込むものの、世界経済の先行きや、為替相場の変動、国内の人手不足を背景とした人件費や物流費の上昇、消費税の税率変更など、今後も不透明な状況が続くことが予測されます。このような環境の中、2018年4月からスタートいたしました「中期経営計画2020」においては、「未来につなげる仕組み作り」をテーマとし、企業価値を高め、また持続可能な社会の実現に向け貢献できる企業となるために、5つの経営方針「既存事業の効率化による収益力の強化」「消費者との対話を通じた価値の創造」「食の未来の構想／実現のための技術力強化・育成」「海外市場展開のギア・チェンジ」「持続可能性（サステナビリティ）の追求」を推進してまいります。

加工事業本部につきましては、価格競争の激化や、原材料価格、燃料価格の上昇など、引き続き厳しい環境が続くことが予想されます。このような中、加工事業本部における役割を明確にするため、2019年4月より、「営業統括部」「商品統括部」「管理統括部」の3統括部体制にし、意思決定のスピードを速めると共に、販売に携わるグループ会社を「日本ハムマーケティング株式会社」に集約・再編しました。その上で、既存概念から脱却し、消費者を起点としたマーケティングによる商品開発力の強化と、バリューチェーンの全体最適視点からのコスト構造の変革を行ってまいります。商品開発力の強化では、お客様との接点を増やし、情報収集やニーズの把握に努め、商品開発へとつなげてまいります。また、収益性の高い主力ブランド商品を集中販売するとともに、未開拓チャネルへと販路拡大を図ります。バリューチェーンの全体最適視点から

のコスト構造の変革では、省人化設備への投資や製造ラインの繁閑状況を製造部門、販売部門で共有し、稼働率を高めることで生産性の向上を図ります。

食肉事業本部につきましては、国内における家畜の疾病や飼料価格の変動、少子高齢化や、外国人の増加による市場ニーズの変化、自由貿易の進展や新興国の需要増加による世界的な買い付け競争の激化など、国内外の需給環境が目まぐるしく変化していくと予想しています。その中において、国内生産部門では、既存設備の維持・拡大や、生産者などとの業務提携も視野に、国産食肉の安定供給に努めるとともに、昨年発表した『スマート養豚プロジェクト』など、農場・処理の省力化や効率化に繋がるIoTなどの最新設備の開発、投資を積極的に進めてまいります。また、海外調達においては、新たな仕入先の開拓や商品の規格化、現地との人材交流による関係強化を進めて安定調達力を高め、当社グループが仕入先から選ばれる関係づくりを目指してまいります。物流・販売部門においては、近年のトラックドライバー不足の深刻化も踏まえ、商品を安全かつタイムリーにお届けできる配送網と営業拠点の整備を進め、当社グループの強みであるインテグレーションシステムの一層の強化に尽力してまいります。また、消費者や取引先の皆様に求められる商品開発、プロモーション活動もより強化し、国産鶏肉「桜姫」や国産豚肉「麦小町」、「国産牛肉専用種」などのブランド開発・育成を継続するとともに、顧客ニーズに応える簡便商材や海外加工品の開発にも更に力を入れ、グループの国内販売シェア拡大に繋げていきます。

関連企業本部につきましては、水産部門は構造改革を継続し、収益力を伴う事業拡大を加速します。また、水産原料は不漁や世界的な消費の増加で調達難や価格上昇が予測されますが、国内外における独自ルートの確立により調達力を強化し、自社製造商品を中心とした高付加価値製品の開発を進め、収益力の向上に取り組みます。乳製品部門は、商品開発力、営業力の強化によりシェア拡大を図ります。製造面においては、効率化を進めるとともに、中長期的な増産体制を確立してまいります。販売面においては、グループ連携を強化するとともに、多様な商品群を活かしたチャネル戦略や新市場開拓を進めてまいります。

海外事業本部につきましては、既存事業の収益確保を確実なものとするため、グループにおけるバリューチェーンを強固なものとしてまいります。日本向け原料調達機能の強化はもとより、各エリアにおける収益の安定確保を目指した進出国での国内販売拡大と、当社グループ各社の連携による第三国向けの販売拡大を進めていきます。販売拡大には、日本国内で培った商品開発力や品質管理手法など、グループの総合力を各エリアに展開した処理・加工工場において発揮し、幅広い商品やサービスの提供に繋げてまいります。また、中長期的な視点から製造・販売拠点を強化、拡充するとともに、継続して進出国の法令に対応したガバナンスの強化に注力してまいります。

以上のように当社グループを取り巻く環境は大変厳しく、課題も山積しておりますが、「中期経営計画2020」で掲げた「未来につなげる仕組み作り」のテーマの下、グループ連携による相乗効果を最大限に発揮し取り組んでまいります。

2. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

285,000,000株

(注) 2018年4月1日付で当社株式について2株を1株とする株式併合を行ったため、発行可能株式総数は285,000,000株減少しております。

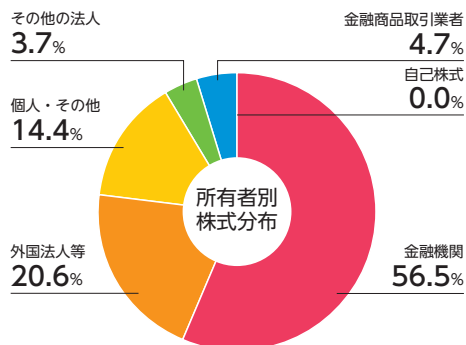
(2) 発行済株式の総数（自己株式46,288株を含む）

102,958,904株

(注) 株式報酬型ストックオプションの行使により、前期末と比べて2,500株増加しましたが、2018年4月1日付で当社株式について2株を1株とする株式併合を行ったため、107,495,805株減少いたしました。また、2019年3月29日付で実施した自己株式の消却により4,539,400株減少いたしました。

(3) 株主数

26,181名



所有者区分	持株数	株主数
金融機関	58,193千株	90名
外国法人等	21,253千株	507名
個人・その他	14,846千株	25,147名
その他の法人	3,819千株	397名
金融商品取引業者	4,800千株	39名
自己株式	46千株	1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,469千株	14.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,242千株	6.07%
株式会社百十四銀行	3,768千株	3.66%
明治安田生命保険相互会社	3,677千株	3.57%
農林中央金庫	2,963千株	2.88%
日本生命保険相互会社	2,785千株	2.71%
株式会社三菱UFJ銀行	2,747千株	2.67%
株式会社三井住友銀行	2,325千株	2.26%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,908千株	1.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,702千株	1.65%

(注) 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年12月14日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得及び自己株式の消却を実施しました。

- ①取得期間：2018年12月17日～2019年2月21日
- ②取得した株式の総数：4,580,400株
- ③株式の取得価額の総額：19,999,863,500円
- ④消却した日：2019年3月29日
- ⑤消却した株式の総数：4,539,400株

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 32個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式16,000株
(新株予約権1個につき500株)

③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

区分	名称	行使期間	行使価額	個数	保有者数
取締役	第1回新株予約権 (2004年新株予約権)	2004年7月13日 ～2024年6月30日	1株当たり1円	9個	2名
	第2回新株予約権 (2005年新株予約権)	2005年7月12日 ～2025年6月30日	1株当たり1円	6個	2名
	第3回新株予約権 (2006年新株予約権)	2006年8月9日 ～2026年6月30日	1株当たり1円	9個	2名
	第4回新株予約権 (2007年新株予約権)	2007年7月27日 ～2027年6月30日	1株当たり1円	8個	2名

(注) 1. 2008年5月9日開催の取締役会において、「株式報酬型ストックオプション制度」を2007年度以前のストックオプション付与分を残して廃止しております。
2. 2018年4月1日付で当社株式について2株を1株とする株式併合を行ったため、新株予約権1個につき500株となっております。

4. 会社役員に関する事項

17頁から25頁に記載のとおりです。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	222百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	318百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NH Foods Australia Pty. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「内部監査に関する指導・助言業務」等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、企業理念、経営理念のもと、企業理念の実現に向けた行動指針の実践的運用と徹底のため、ニッポンハムグループグローバル行動基準を定める。日本ハムグループの役員及び使用人はこれを遵守する。
 - (b) 日本ハムグループの役員は、法令、定款、ニッポンハムグループグローバル行動基準を含む社内規程等の遵守を率先して垂範するとともに、使用人に対し周知徹底する。
 - (c) 日本ハムグループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討するためにコンプライアンス委員会を設置する。当社コンプライアンス部は、定期的及び必要に応じてニッポンハムグループグローバル行動基準の見直しを行い、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底するものとする。
 - (d) 代表取締役社長が指名した役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの浸透状況や具体的な問題点及び課題等を取締役会に報告する。
 - (e) 日本ハムグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、コンプライアンスの社内相談窓口及び社外相談窓口を設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、その職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱に関する定めにに基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保管しかつ管理する。
 - イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - (b) 代表取締役社長は、上記（a）における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。代表取締役社長は、会社法所要の議事録の作成に係る職務を行う。
 - (c) 上記（a）に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理に関する定めを制定し、日本ハムグループ全体のリスク管理に関する方針や施策を総合的に検討するためにリスクマネジメント委員会を設置するほか、日本ハムグループのリスクを統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する部署をコンプライアンス部とする。
 - (b) コンプライアンス部は、関係部署と連携し、リスク管理に関する定めに基づき想定されるリスクに応じた平時の予防体制及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

- (c) コンプライアンス部は、日本ハムグループにとって重要なリスクを選定し、グループ全体視点で合理的かつ最適な方法で管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の共有、対応確認を行う。
 - (d) 監査部は、コンプライアンス部及び事業部門関係部署と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会の意思決定の透明性と妥当性を高めるため、原則として取締役のうち複数名は社外取締役とする。
 - (b) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
 - (c) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規則に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。職務権限規則については、法令の改廃・業務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念、行動指針、ニッポンハムグループグローバル行動基準の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に、日本ハムグループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (b) 日本ハムグループの使用人は、日本ハムグループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、ニッポンハムグループグローバル行動基準を含む社内規程等に従って日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告するものとする。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、当該部署は調査で判明した事実関係を確認し、専門性の観点から関係部署と連携して是正措置及び再発防止策を策定し、実施する。
 - (c) 重要な情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に日本ハムグループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
 - (d) 代表取締役社長は、監査部を直轄する。監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況を監査する。その他、品質に関する監査は品質保証部が、また環境に関する監査はCSR推進部がそれぞれ行う。
- ⑥ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) ニッポンハムグループグローバル行動基準を日本ハムグループの役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動基準とする。
 - (b) 上記 (a) の徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に日本ハムグループの役員及び使用人に対する教育等を行う。
 - (c) 日本ハムグループの代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、各部門の業務執行の適正を確保するため、主要業務管理規程を整備するなど、内部統制の確立に努める。

- (d) 監査部は、子会社を定期的な監査の対象とし、日本ハムグループ各社の業務を所管する事業部と連携して監査する。当該監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。
 - (e) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重する。但し、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、職務権限規則に基づき、当社へ事前承認、事前調整及び報告が行われる体制を構築する。
 - (f) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、市場原理に基づき、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。
 - (g) 子会社が企業集団として実施するリスク管理について、当社はその状況を把握し、改善の指導を行う体制とする。
 - (h) コンプライアンス窓口を設け、日本ハムグループ内の全使用人が社内相談窓口及び社外相談窓口に直接通報できる制度を設けるとともに、日本ハムグループ内部通報規程を制定し、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底を図る。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
 - (i) 日本ハムグループ内部通報規程に基づき、日本ハムグループの役員による法令違反や不正行為等についての通報を促すために、役員を通報対象とする相談窓口を設置する。
 - (j) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生又は発覚した場合、日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告する体制とする。
 - (k) 日本ハムグループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。ニッポンハムグループグローバル行動基準に反社会的勢力に対する対応を定めて日本ハムグループで徹底するとともに、当社総務部において不当要求の情報収集や管理を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図る。
 - (l) 日本ハムグループは、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、担当部門及び監査部門がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。また、会計基準や関連法規を遵守するための教育や啓蒙を行い、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
 - (m) 外国の子会社については、合理的な範囲で、本方針に従った適切な内部統制を整備・運用させる。各国の法制等が許容する範囲で当社が設定した個別の内部統制の手続・制度及び会計処理・報告方法を適用させる。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役職務を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。
 - (b) 監査役スタッフの人数等は監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - (c) 監査役スタッフは監査役会専任とし、専ら監査役の指示に従ってその監査職務の補助を行う。
 - (d) 監査役スタッフの任命、人事異動、人事評価、懲戒処分に際しては、予め監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

- ⑧ 当該株式会社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席し、また監査役会の代表者は経営戦略会議及び執行役員会議に出席する。
- (b) 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告する。
- イ. 経営戦略会議で決議された事項
 - ロ. 日本ハムグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. ニッポンハムグループグローバル行動基準に反する事項
 - ト. コンプライアンス窓口の通報状況及び内容
- (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (d) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- (e) 役員の法令違反や不正行為等についての通報に関する事実関係の調査は、監査役会が行う。監査役会は、必要に応じて関連する部署のメンバーを加えた調査チームの設置と事実関係の調査を依頼することができる。
- (f) 日本ハムグループの役員及び使用人は、当該調査に対して協力を求められた場合には、監査役会又は調査チームに協力しなければならない。
- (g) 監査役会は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、取締役会等に報告しなければならない。調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 原則として、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- (b) 監査役会による代表取締役及び業務執行取締役・執行役員並びに重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (c) 監査役は、監査部の職員に監査業務に必要な事項を担当させることができる。監査部は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- (d) 監査役会は、監査の実施にあたり必要に応じて、会社の費用で法律及び会計の専門家を活用することができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 内部統制システム全般

- (a) 当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効率的に達成するため、監査部が年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。当事業年度は当社6部門、グループ会社20社に対して監査を実施しております。
- (b) 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制管理規程に基づき、内部統制・JSOX評価委員会が当社グループの内部統制が適正に機能していることを確認し、代表取締役役に報告しております。

② コンプライアンス体制

- (a) グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討する「コンプライアンス委員会」、グループ各社・各部門で取組みを進める「コンプライアンス推進委員会」、各コンプライアンス推進委員会の代表が具体策を検討する「コンプライアンス・リーダー会議」を設置し、かつそれぞれの会議体が相互に連携を図っております。
- (b) コンプライアンスの浸透を図るため、コンプライアンス研修・コンプライアンス大会・事業所勉強会を開催しております。当事業年度は、コンプライアンス研修を19回、コンプライアンス大会を218回、事業所勉強会を24回開催いたしました。
- (c) 日本ハムグループ内部通報規程に則った運用を進めることで、コンプライアンス経営の徹底を図っております。特に、当社グループの全使用人が、組織、部署、立場等に制約されることなく自由に相談・通報できるよう、社内及び社外に窓口を複数設置し、不正行為等の防止と早期発見に努めております。

③ リスク管理体制

- (a) 当社グループにおけるリスクマネジメント（リスク発生の予防及び経営危機の緊急対応）に関する課題及び対応策を協議し、グループ経営に寄与することを目的に設置されたリスクマネジメント委員会において、当社グループ全体の横断的なリスク管理とグループ各社の個別リスク管理について協議・検討を行っております。当事業年度は4回開催し、グループ全体で取り組む共通重点リスクとグループ各社で取り組む個別重点リスクの分析・評価を行いました。
- (b) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、危機対策本部を設置して対応に当たっております。

④ グループ会社の経営管理

- (a) 当社グループ各社の経営管理については、グループ各社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会又は経営戦略会議をはじめとする経営会議、取締役又は執行役員の決裁、審査を受ける体制を構築しております。
- (b) 取締役会において、四半期毎に事業別業務執行状況の報告を受けております。
- (c) 当社グループ会社役員向けの勉強会を年2回、監査役向けの連絡会を年2回実施し、期待される役割・責務を適切に果たす上での必要知識の習得及び情報・意見交換の場として、当社グループ会社の役員レベルの向上及び業務監査支援体制の整備を進めております。

⑤ 効率的な職務執行の体制

当社は、取締役会規則に基づき取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を19回開催したほか、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関である経営戦略会議を24回開催いたしました。

⑥ 監査役の職務執行

- (a) 監査役は、取締役会のほか内部統制・JSOX評価委員会、リスクマネジメント委員会、ガバナンス会議、経営戦略会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (b) 監査役は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は重要な使用人に対し事業の報告を求めるとともに、当社及び当社子会社の業務及び財産の状況を調査しております。
- (c) 監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当事業年度は、監査部と11回、会計監査人と13回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けました。
- (d) 監査役会に監査役スタッフを3名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制にしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。但し、当社は株主共同の利益確保と企業価値の毀損防止の観点から、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じるものいたします。

(3) 剰余金の配当等に関する事項

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識しています。

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針につきましては、安定配当を基本とし、中長期的な企業価値向上を目的とした最適資本・負債構成の実現に向けた資本政策の一環として位置付けています。

この基本方針の下、剰余金の配当については、DOE（親会社所有者帰属持分配当率）の考え方を元に、安定的かつ継続的な配当成長を目指してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。内部留保資金につきましては、

将来にわたっての競争力を維持強化するための投資の源泉の一つとして、有効に活用してまいります。

② 剰余金の配当の状況

当期の配当につきましては、直近の配当予想どおり、1株当たり90円とさせていただきました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を、比率その他の数字は表示の数値未満を四捨五入して表示しております。
ただし、株式数については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負債及び資本の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	48,108	有利子負債	62,746
営業債権及びその他の債権	153,260	営業債務及びその他の債務	111,573
棚卸資産	113,415	未払法人所得税	2,738
生物資産	25,971	その他の金融負債	18,123
その他の金融資産	12,041	その他の流動負債	38,788
その他の流動資産	5,468	流動負債合計	233,968
流動資産合計	358,263	非流動負債	
非流動資産		有利子負債	84,263
有形固定資産	289,898	退職給付に係る負債	14,118
生物資産	1,877	その他の金融負債	1,105
無形資産及びのれん	7,097	繰延税金負債	1,326
持分法で会計処理されている投資	14,400	その他の非流動負債	1,250
その他の金融資産	34,125	非流動負債合計	102,062
繰延税金資産	28,004	負債合計	336,030
その他の非流動資産	7,724	資 本	
非流動資産合計	383,125	資 本	36,294
		資本剰余金	72,672
		利益剰余金	286,934
		自己株式	△202
		その他の包括利益累計額	5,316
		親会社の所有者に帰属する持分	401,014
		非支配持分	4,344
		資本合計	405,358
資 産 合 計	741,388	負 債 及 び 資 本 合 計	741,388

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目										金 額
売				上				高		1,234,180
売				上			原	価		1,033,577
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	168,338
そ		の		他		の		収	益	8,510
そ		の		他		の		費	用	9,292
金				融				収	益	1,427
金				融				費	用	3,561
持	分	法	に	よ	る	投	資	利	益	918
税		引	前		当	期		利	益	30,267
法		人	所		得	税		費	用	11,250
当			期			利			益	19,017
当		期	利	益	の		帰	属		19,561
親	会	社	の		所	有	者			
非		支		配		持		分		△544
当			期			利		益		19,017

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分									非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額				合計		
					確定給付 制度の 再測定	その他の包括 利益を通じて公 正価値で測定 する金融資産	在外営業 活動体の 換算差額	小計			
2018年4月1日残高	36,291	72,818	300,076	△16	—	11,311	△2,498	8,813	417,982	4,906	422,888
当 期 利 益			19,561					—	19,561	△544	19,017
その他の包括損失					△1,847	△4,098	834	△5,111	△5,111	△415	△5,526
当 期 包 括 利 益	—	—	19,561	—	△1,847	△4,098	834	△5,111	14,450	△959	13,491
配 当			△11,394					—	△11,394	△9	△11,403
自己株式の取得		△21		△20,007				—	△20,028	—	△20,028
自己株式の処分		0		0				—	0	—	0
自己株式の消却		△126	△19,695	19,821				—	—	—	—
ストックオプションの 行使に伴う新株の発行	3	△3						—	0	—	0
子 会 社 の 設 立								—	—	406	406
そ の 他		4						—	4	—	4
その他の包括利益累計額 から利益剰余金への振替			△1,614		1,847	△233		1,614	—	—	—
所有者との取引額等合計	3	△146	△32,703	△186	1,847	△233	—	1,614	△31,418	397	△31,021
2019年3月31日現在	36,294	72,672	286,934	△202	—	6,980	△1,664	5,316	401,014	4,344	405,358

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	271,939	流 動 負 債	201,075
現 金 及 び 預 金	20,978	支 払 手 形	725
受 取 手 形	40	買 掛 金	107,946
売 掛 金	94,676	短 期 借 入 金	12,053
商 品 及 び 製 品	29,833	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
仕 掛 品	110	リ ー ス 債 務	28
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,973	未 払 金	2,306
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	103,388	未 払 費 用	10,219
未 収 入 金	13,366	未 払 法 人 税	1,594
そ の 他	2,575	預 り 金	1,215
固 定 資 産	214,920	関 係 会 社 預 り 金	54,849
有 形 固 定 資 産	31,173	そ の 他	140
建 物	8,243	固 定 負 債	75,057
構 築 物	1,179	社 債	40,000
機 械 及 び 装 置	3,292	長 期 借 入 金	33,500
車 輜 運 搬 具	14	リ ー ス 債 務	62
工 具 器 具 及 び 備 品	830	長 期 未 払 金	6
土 地	17,463	退 職 給 付 引 当 金	1,100
リ ー ス 資 産	89	そ の 他	389
建 設 仮 勘 定	63	負 債 合 計	276,132
無 形 固 定 資 産	2,028	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	1,880	株 主 資 本	206,226
そ の 他	148	資 本 金	36,294
投 資 そ の 他 の 資 産	181,719	資 本 剰 余 金	55,212
投 資 有 価 証 券	20,188	資 本 準 備 金	55,212
関 係 会 社 株 式	49,356	利 益 剰 余 金	114,922
長 期 貸 付 金	105,075	利 益 準 備 金	6,041
長 期 前 払 費 用	88	そ の 他 利 益 剰 余 金	108,881
前 払 年 金 費 用	6,419	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	726
繰 延 税 金 資 産	1,302	別 途 積 立 金	95,000
そ の 他	4,077	繰 越 利 益 剰 余 金	13,155
貸 倒 引 当 金	△4,786	自 己 株 式	△202
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,444
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,444
		新 株 予 約 権	57
資 産 合 計	486,859	純 資 産 合 計	210,727
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	486,859

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		793,357
売上原価		718,767
売上総利益		74,590
販売費及び一般管理費		68,375
営業利益		6,215
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,929	
その他の	1,136	18,065
営業外費用		
支払利息	668	
貸倒引当金繰入額	1,105	
その他の	890	2,663
経常利益		21,617
特別利益		
固定資産売却益	648	
投資有価証券売却益	219	
その他の	26	893
特別損失		
固定資産売却損	46	
固定資産廃棄損	153	
減損損失	569	
関係会社株式評価損	4,230	
投資有価証券評価損	1,202	
その他の	258	6,458
税引前当期純利益		16,052
法人税、住民税及び事業税	2,064	
法人税等調整額	205	2,269
当期純利益		13,783

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2018年4月1日残高	36,291	55,209	126	55,335	6,041	726	95,000	30,461	132,228	△16	223,838
事業年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当								△11,394	△11,394		△11,394
当 期 純 利 益								13,783	13,783		13,783
自 己 株 式 の 取 得										△20,007	△20,007
自 己 株 式 の 処 分			0	0						0	0
自 己 株 式 の 消 却			△126	△126				△19,695	△19,695	19,821	—
ストックオプションの 行使に伴う新株の発行	3	3		3							6
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	3	3	△126	△123	—	—	—	△17,306	△17,306	△186	△17,612
2019年3月31日残高	36,294	55,212	—	55,212	6,041	726	95,000	13,155	114,922	△202	206,226

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計		
2018年4月1日残高	6,782	6,782	63	230,683
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△11,394
当期純利益				13,783
自己株式の取得				△20,007
自己株式の処分				0
自己株式の消却				—
ストックオプションの 行使に伴う新株の発行			△6	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△2,338	△2,338	—	△2,338
事業年度中の変動額合計	△2,338	△2,338	△6	△19,956
2019年3月31日残高	4,444	4,444	57	210,727

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

日本ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新免和久 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高居健一 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本俊輔 [㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ハム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

日本ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新免和久 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高居健一 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本俊輔 [㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ハム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

日本ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 西 原 耕 一 ㊟

監 査 役 大 塚 明 ㊟

監 査 役 芝 昭 彦 ㊟

監 査 役 岩 崎 淳 ㊟

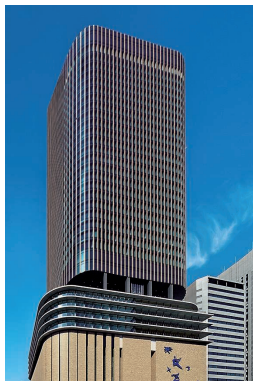
(注) 1. 監査役 大塚 明、監査役 芝 昭彦及び監査役 岩崎 淳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2. 監査役 緒方俊一は、2018年10月22日に逝去により退任しております。なお、監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

以 上

第74回 定時株主総会 会場のご案内

会場 フェスティバルホール
大阪市北区中之島二丁目3番18号



- ※ 開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。
- ※ 「中之島フェスティバルタワー・ウエスト」ではございません。お間違いのないようお願い申し上げます。
- ※ 本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株主総会に関するお問合せ先

日本ハム株式会社 総務部

☎ 06-7525-3025

9:00~17:30 (土・日・祝日を除く)



交通のご案内

二次元コードを読み取ると会場までの詳しいアクセス方法がご覧いただけます。

1 地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」
4番出口 直結(地下道)
会場まで徒歩約4分



2 京阪電車中之島線「渡辺橋駅」
12番出口 直結(地下道)
会場まで徒歩約3分



- 朝の混雑時間に該当しますので、時間に余裕をもってお越しください。
- フェスティバルホールへは地下1階(地下道)からエスカレーターを利用し、ご来場いただけます。